

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	39	担当課	障がい福祉課
法令名	愛媛県心身障害者扶養共済制度条例	根拠条項	第十八条（5）	不利益処分の種類	強制脱退	
(加入者としての地位の喪失等)						
第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日の属する月の翌月から、加入者としての地位を失うものとする。						
(1) 加入者が死亡したとき。						
(2) 加入者が重度障害となつたとき。ただし、口数追加加入者が重度障害となつた場合において、その重度障害が規則で定めるものであるときは、この限りでない。						
(3) 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。						
(4) 加入者が脱退の申出をしたとき。						
(5) 加入者が掛金を2箇月分滞納したとき。						
(6) 加入者が他の共済制度に加入したとき。						
2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日の属する月の翌月から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。						
(1) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。						
(2) 口数追加加入者が口数追加に係る掛金を2箇月分滞納したとき。						